

2020年3月27日
ブラザー工業株式会社
ブラザー販売株式会社

【ブラザー】弊社製品ご利用のお客様に食品表示法に関連する重要なお知らせ

弊社感熱ラベルプリンターご利用中のお客様

平素は弊社製品をご愛用頂き誠にありがとうございます。

2015年4月1日に施行された食品表示法における、加工食品・添加物の経過措置期間が2020年3月末に終了いたします。

それまでに食品表示基準に沿ったラベルのご用意が必要です。

2020年4月1日からは、食品表示が新ルールに対応していない場合、販売者等が罰則の対象になりますので、ご注意ください。

*生鮮食品における食品表示の新ルールは、2016年9月30日をもって新表示に完全移行しています。

弊社感熱ラベルプリンターをお使いのお客様に於きましても、P-touch Editor、iPrint&Labelにより提供しておりますテンプレートを、食品表示ラベルとしてご利用頂く際には、お客様ご自身の責任で新基準をご確認のうえ、必要に応じて、法令に従ってご自身でご編集ください。

既にダウンロード頂きましたテンプレート、および今後順次提供いたしますテンプレートにつきましても、お客様ご自身で同様にご対応ください。

2020年4月1日以降にお使いになるラベル作成につきましては、消費者庁のホームページで新基準の詳細をご確認のうえ、ご対応ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/